

仕様書

1 件名

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け（賑わい創出）

2 貸付場所等

施設等名称 (所在地)	販売品目	貸付場所	貸付面積 (設置台数)
市民交流センター 須賀川市中町4番地1	賑わい創出につな がる品目 ※飲食物を除く	1階 物件調書の とおり	1.0 m ² (1台)×2箇所 ※1業者1台に限る

3 貸付期間

貸付期間は令和8年1月1日から令和12年12月31日までの期間とする。

また、契約の更新は行わないものとする。

4 貸料

落札者が入札した金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもつて契約金額とする。

5 貸料の納入

賃貸料は会計年度ごとに徴収する。

契約金額を5か年で除した額を、市が発行する納入通知書により下記の通り納入すること。

納入年度	納入期限
令和7年度（令和8年1月1日～令和8年3月31日）	令和8年1月20日
令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）	令和8年4月20日
令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）	令和9年4月20日
令和10年度（令和10年4月1日～令和11年3月31日）	令和10年4月20日
令和11年度（令和11年4月1日～令和12年3月31日）	令和11年4月20日
令和12年度（令和12年4月1日～令和12年12月31日）	令和12年4月20日

なお、市が納入期限を別途指定する場合はこの限りではない。

6 設置する自動販売機及び管理運営

自動販売機とその管理運営は次のとおりとする。

(1) 大きさ

土台、転倒防止板などを含めて、貸付場所に係る表中の貸付面積の範囲内とし、高さは2メートル以内とすること。

(2) 省エネ対策

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

(3) 販売品目

貸付場所等に係る表中の販売品目については、賑わい創出につながる品目とする。なお、実際に販売する商品については、落札後に市と相談の上決定すること。

(4) 販売価格

メーカー希望小売価格以下とすること。

(5) 商品の品質管理

壊れや汚れの確認等、安定した高品質な商品を提供するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(6) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)を遵守した措置を講じ、転倒による事故を防止すること。

イ 営業許可

営業許可等が必要となる自動販売機の設置については、設置者の責任において行う。

(7) 費用負担

ア 費用の負担

自動販売機の設置、管理運営及び撤去に要する一切の費用を負担すること。

イ 子メーターの設置

自動販売機に係る電気量等を計測するため、計測器を設置すること。

ウ 光熱水費の納入

自動販売機の稼動に必要な光熱水費は、市が発行する納付書により市へ納入すること。

(8) 売上報告書の提出

売上状況を年度ごとに取りまとめ、翌年度の4月20日までに、市に報告書提出すること。

ただし、必要に応じ、不定期で報告を求めた場合は、指定された期限までに報告を行うこと。

(9) 適正な自動販売機の維持管理、故障対応

商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充、自動販売機の内部及び外部の清掃、機械の保守を隨時行い、適正な維持管理を行うこと。

自動販売機には、故障時等の連絡先を明記し、故障、問合せ及び苦情については、即時対応すること。

(10) 自動販売機設置に伴う事故

市の責めに帰する事由による場合を除き、その責めを負うこと。

(11) 商品等の盗難及び破損

市の責めに帰することが明らかな場合を除き、市はその責めを負わない。

商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの責任により速やかに復旧すること。

(12) 自動販売機の機種

ユニバーサルデザインの機種とすること。

7 貸付場所の返還

契約の満了等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復し契約満了日までに返還すること。

ただし、市が認めた場合は、その限りではない。